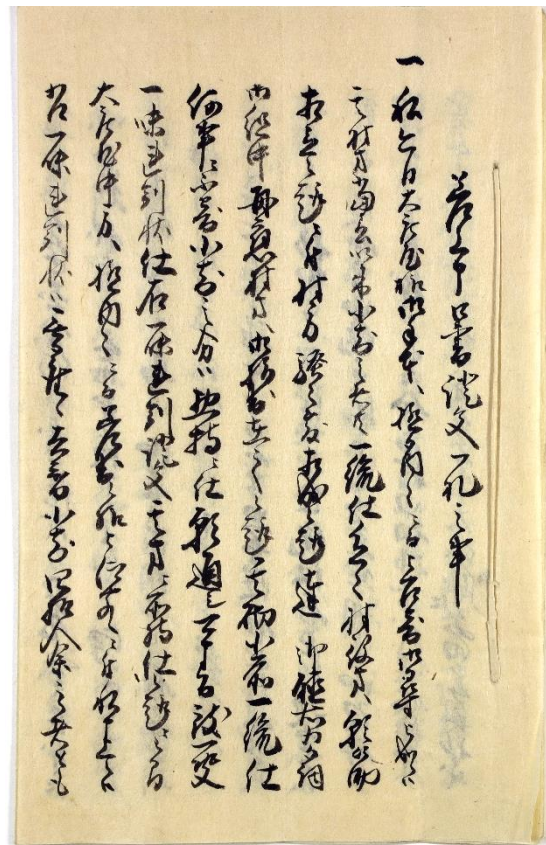


傘連判状（越前の村方騒動）



(中略)

解説・福井とのかかわり

江戸時代後半、貨幣経済の浸透などにより村内の貧富の差が拡大すると、**庄屋**（名主・肝煎）や**組頭・百姓代**からなる村役人層と小百姓たちとの間に対立が occurred。また、小作人らが小作料の引き下げを求めて地主を訴えこともありました。このように、村の民主的で公正な運営を求めて行われた村落内部の闘争を**村方騒動**といい、越前・若狭でも多数起こっています。

ここでは1826年（文政9）、福井藩領足羽郡今市村（現・福井市今市町）で発生した村方騒動の資料を紹介します。

【翻刻文(証文部分)】

差上申口書証文一札之事

一、私今日大庄屋^①様御手本へ極御内々ニ而被召寄、御尋被成候ハ、其村方当春以来小前^②之者共一統仕、色々村役方へ願筋相立候趣ニ付、村方騒々敷相成候趣達御聴、右為御調御組中再応村方へ御指出在之候趣、其砌小前一統仕、何事ニ不寄小前之分ハ惣持ニ仕、願通シ可申旨致一決、一味連判状仕、右一味連判証文其方ニ所持仕候趣ニ候間、大庄屋中方へ極御内々ニ而差出候様被仰聞候ニ付、私申上候ハ、右一味連判状ハ無御座候、去暮小前四拾人余之者とも…

(中略)

文政九戌年

今市村

五月二十二日

雑家^③茂左衛門事 林右衛門(印)

- 注 ①大庄屋…代官または郡奉行の下で複数村の庄屋を統轄し、法の伝達、年貢の割当、訴訟の調停を行った。
- ②小前 …小百姓のこと。水呑百姓（田畑をもたない百姓、小作人）を含む場合もある。
- ③雑家 …水呑百姓を指す場合が多い。

資料の注目ポイント

本資料は、文政9年の今市村における村方騒動で使用された連判状と、大庄屋が訴人を取り調べた際に書かせた証文です。連判状はいわゆる「傘連判状」で、百姓の名前が円状に書かれています。次に証文では、「小前」「村役方へ願筋」（翻刻文2～3行目参照）と書かれていることから、小百姓たちが村役人層を訴えた、ということが読み取れます。

さて改めて連判状をよく観察してみると、名前の筆跡が同じで、しかも印判がないことがわかります。実はこの連判状の原本は、騒動が福井藩の役人に露見した際に、訴人の代表者である茂左衛門によって焼却されてしまいました。その後大庄屋の片岡五郎兵衛は茂左衛門を呼び寄せ、取り調べによって連判状を再現させたのです（『福井県史 資料編3』pp.529-532）。

この後、大庄屋片岡五郎兵衛は、茂左衛門らに対して一切の処分をしないよう藩に頼み、しかも小百姓たちの要求通り小作料を減免させました。彼は、なぜこのような判断をしたのでしょうか、考えてみてください。

関連資料、展示等

名称	概要	備考
「差上申口書証文一札之事（今市村小前一味連判状二付内調口書証文）」	片岡五郎兵衛家文書（当館寄託） 資料番号 A0027-00260	デジタルアーカイブ福井で目録情報公開（画像は福井県文書館内で閲覧可能）。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-302881-0
福井県文書館月替展示 「載ってる。出てる。－文書館資料出張編－」 平成 27 年 12 月 25 日（金）～28 年 1 月 20 日（水）	「差上申口書証文一札之事（今市村小前一味連判状二付内調口書証文）」を展示。	当館 WEB で公開中。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/08/m-exhbt/201601AM/201601.html

<文政9年の今市村の村方騒動の顛末>

騒動が発覚すると、大庄屋片岡五郎兵衛は、一切の処分をしないよう藩に頼み、結局藩からは何の処分もなく終わった。しかも小百姓たちの要求通り、小作料は減免された。これは、茂左衛門らの処分が新たな騒動を生むことを避けるためであろう。このように、大庄屋片岡五郎兵衛は村請制秩序の維持を第一とした解決に努め、小百姓の要求を認めることが多かった。このため、やがて支配下 23 か村の庄屋が一致して、彼の組から離れたいと藩へ願い出たほどであった（『福井県史 資料編 5』 pp.925-927）。

参考文献等

- ・『福井県史 資料編 3 中・近世一』（福井県、1982 年）
- ・『福井県史 資料編 5 中・近世三』（福井県、1985 年）
- ・『福井県史 通史編 4 近世二』（福井県、1996 年）
- ・本川幹男「福井藩後期における村方騒動－化政期、福井城下周辺農村を中心に－」（楠瀬勝編『日本の近現代と北陸社会』思文閣出版、1987 年）